

遠距離通学等による通学費支援

R5年度から、遠距離通学等による高額通学費の一部を補助します！

◎ 対象者 (①～③の全てに該当)

① 所得要件を満たす者

(※1) 両親(片方のみ就業)、高校生、中学生の4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満(※1)

【計算式】

令和5年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

② 通学定期券(バス・モノレール)及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える者

③ 他の通学費支援(生活保護の生業扶助等)を受けていない高校生(県立の通信制除く)(※4)、県立中学生、私立中学生

※4 私立の通信制は総務私学課(098-866-2074)に確認して下さい。

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額(※2)が15,000円(基準額)を超える場合に、15,000円を超える部分を補助(※3)

※2 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※3 100円未満切り捨て

◎ 交付申請期間

令和5年度の補助金交付・請求申請受付期間は、

**令和5年7月3日(月)～
令和5年7月31日(月)**

※交付申請は、年1回7月のみです。忘れずに申請してください。

※学校事務室へ提出してください。

※8月以降に、転学や転居、家計急変等の理由で新たに支援の対象となる場合は、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 教育支援課(専用ダイヤル) 098-866-2116

おねがい！！

通学定期券・通学回数券の領収書原本や、
定期券の券面（表裏）のコピー、
回数券の表紙の原本は
必ず保管しておきましょう！

年2回の補助金請求時には、領収書原本や通学定期券の券面の
コピー、通学回数券の表紙の原本の提出が必要です。

※補助金請求は、令和5年7月と令和6年2～3月の年2回です。

1. 7月は4～6月実績分の請求が可能です。7月以降の実績分は、
2～3月に請求してください。
2. 7月に請求しない場合は、2～3月に年間実績分を請求してください。

通学定期券

○○ ↔ △△
R5.○月△日まで
氏名 金額

通学定期券の券面には、
有効期間と氏名、金額等が
印字されています。
※定期券の更新時には印字内容
が上書きされるため、更新前に
コピーをとってください。

区
間
・
〇
〇
円

回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券

通学定期券の表紙には、回数券
の区間と区間あたりの金額が印
刷されています。
表紙は必ず保管し、補助金請求
時にすべての表紙の原本を提出
してください。

申請書記入例、FAQ等は下記ホームページに掲載しています。

バス通学支援 教育委員会



【お問い合わせ】 教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116